



ドルを買いました、うち五百万ドルはドルで復興開発銀行の出資に充て、残額四千五百万ドルで金地金をアメリカで購入しまして、国際通貨基金の出資に充てるものであります。次に金または米ドルで出資を要する六千七百五十万ドルから、ただいま申し上げました五千万ドルを差引きました一千七百五十万ドルに相当する金、約一五・六トンに相なりますが、これは日本銀行保有金から買入れるための規定を第四條に設けているのであります。その金額は約五千四百万円となる見込みであります。次に基金に對しまして十億八千万円、銀行に對しまして一億六千二百万円を円貨で支拂う。残額約七億四千万円は金地金の輸送費、改鑄費その他の諸経費に充てる見込みであります。

次に右のうち日本銀行の所有金地金を買入れまして、これを基金に對しまして金による出資の一部に充てるのは、財政の現状にかんがみまして、二百億円の予算の範囲内で出資を完了することが適当と認められたことによるものであります。その買入れ価格は、現在の日本銀行の帳簿価格二百九十ミリグラムにつき一円、一グラム当り三円四十五銭で買入れれることを規定いたしましたのであります。なおこの買入れ価格と、現在政府が貴金屬特別会計で金地金を買入れれる場合の価格、すなわち一グラムにつきまして四百一円との差額につきましては、別に法律でその処理を定めることにいたしてあるのであります。

本邦通貨で出資を要する金額のうち、ただちに本邦通貨をもつて拂い込む額を差引きました差額に相当する部分、すなわち基金に對しまして六百六十四億二千万円、銀行に對しまして四百六十八億八千万円、合計八百二十四億五千八百萬圓は、基金協定第三條第五項及び銀行協定第五條第十二項によりまして、国債を交付して出資にかえることにいたしましたのであります。この国債は無利子でございます。日本銀行が政府の命令で買取るのほかに、票渡を禁止いたしましたものであります。次に第六條以下におきまして、国債の償還について規定いたしましたのでございませう。第一に基金及び銀行に出資にかえて交付した国債は、要求拂いであることが必要でございます。基金または銀行から償還の請求を受けましたときには、二十四時間以内日本邦通貨で支拂わなければならないものなのであります。従いまして償還財源が不足する場合等も考慮いたしまして、かかる場合には日本銀行にこの国債を買取らせ、基金または銀行の要請に應ずることとしたしまして、日本銀行が買取つた国債につきましては、利子その他償還期限等を一般の国債の発行條件に準じて定めることとしたのであります。この国債の特殊な性格にかんがみまして、政府としては極力すみやかに日本銀行の買取つた分について償還する考えであります。

第二に、国債の償還及び利子の支拂いは、一般の国債と同様に国債整理基金特別会計を通じて行うこととしたのであります。なおこの国債はその性質が特殊のものでございませうので、償還財源は別途一般会計から国債整理基金特別会計へ繰入れることとしたのであります。同会計法第二條の規定による償還財源の繰入れを行わないこととしたのであります。次に第十一條におきまして、基金と取引について規定いたしましたのであります。基金とわが国との間におきましては、必要な基金加盟国通貨の本邦通貨または金による買入れ、あるいは基金の保有いたしました本邦通貨の買入もどし等、通貨の売買取引が行われることになるのであります。これらは外国為替資金特別会計を通じて行うこととしたのであります。取引の性質が財政、国内及び国際金融に關連する問題があるので、あらかじめ大蔵大臣の同意を得ることとしたのであります。外為会計の運営に當つては、外國為替管理委員会が、基金と實際取引を行うこととしたのであります。最後に第十二條は寄託所を規定いたしましたのであります。基金協定第十三條第二項及び銀行協定第五條第十一項の規定によりまして、政府が本邦通貨の寄託所として中央銀行を指定することになつておりますので、日本銀行をこれに指定することとしたのであります。日本銀行法との關係上、特定期に明文をもつてこれを規定いたしました次第であります。

以上簡單であります。内容の御説明といたします。 ○佐藤委員長 これよりただいま議題となつております六法案に対する質疑を許可いたします。質疑は通告順によつてこれを行います。宮崎靖君。 ○宮崎委員 今日、理財局長がお見えになつております。昨日金管理法に關します質問をやりかけて、大蔵大臣から産金政策のよきなことを聞きまして、こまかいことは事務当局から伺うということになりましたので、これらとあわせてただいま御説明いたさせていただきます。国際通貨基金に關する問題を、二、三お尋ねしてみたいと思ひます。ただいま事務局長から御説明を聞いたのであります。聞いておつてわかつたと思へば間違ひのないのであります。聞いておつてわからなくなつたのであります。そこでいろいろ問題につきまして、戦争前の長い年数のたちましました。戦争前の長い年数のたちましました前に経験したことであります。讀んだことも忘れております。また考え方も少しはかわつておるものでありませう。そこで趣問に類することもあらうかと思ひますが、わからぬところは適切にひとつ御説明をいただきたくと思ひます。

まず金の国内価格につきまして、どういうふうな考えを大蔵大臣がお持ちになつておるか。大蔵大臣は前から、国際通貨基金へ加入の關係もあるし、為替レートの堅持という立場から見ても、みだりに補助金政策というふうなものをつたり、あるいは金の価格を上げ、産金の保護助成あるいは育成というふうなことをすべきでないという方針のようなものが、それに相違ないかと言つたら、その通りだという答弁でありました。しからば今後、ただいま四百一円である買上げ価格は、一体どの程度まで幅を持つのか。国際通貨基金協定の中の第五條第六項「金による基金からの通貨の買入れ」という條項のbに「本項の規定は、加盟国がその領域にある鉱山から新たに生産された金をいかなる市場で売ることも妨げらるものとみなしてはならない」と書いてあります。この字句の通り解釈いたしますと、産金の価格というものは、大蔵大臣が申しますような、国際通貨基金へ加入の關係とかいうことは、一つの言ひ訳的な言葉でありまして、むしろ産金を奨励して参る立場におきましては、鉱山の採算のとれま程度まで金の価格を上げ上げて行く、あるいは他の物価との關係も見合ひを以て、適当な価格を設定すべきであると思ふ。この点につきまして大蔵大臣がお答えになりましたのは、せいふく通常の為替レートに基く換算円から、二〇%ないし二五%程度の幅を持たせておくべきであるという御答弁でありました。そこでさらにお尋ねいたします。そういう言葉を率直にいえば、現在四百一円—昨日は四百五円という言葉を使いましたが、四百五円以上五百円よりもあまり高くないという程度に価格を定めるつもりかどうかと聞きましたら、まあその通りであるということでありました。これでは私どもは二人で話つた腹の中ではよくわかりにくい。しかも現在におきましては、金鉱山の連中もなか／＼この問題に關心を持つておるのであります。今度の新しい金管理法によつて施行いたしました場合においては、いかなる価格で實際お買上げになるつもりか、その点をひとつ御説明願ひたい。

○石田政府委員 御質問の要点は、国際通貨基金との關係において、日本の金の価格をどうするかということであらうと思ひます。これは今国際通貨基金協定の條文をおあげになりましたが、あそここのところの規定の趣

旨は、加盟国が金を売つてよその国の通貨を取得るといふ場合には、あらかじめ基金を通じてやつてもらいたい、これが原則としてありまして、それに関連して、そういうことをなすたけしてもらいたいのだが、しかし今おあげになりましたようなことで、そういう規則があるからといって、新しい産金が市場に出ることを妨げる意思はないのだ、こういうことでございまして、これは第四條の第二項に、「平価を基礎とする金の買入れ」という條項がございまして、ここで、金は加盟国における金の取引のために平価の上下マージンを定めまして、それを越えるような価格で金を買つたり、またはマージンを差引きました未満の価格で金を売つてはならない。要するに国際通貨基金の定めるところの幅を越えて取引することはいけない、こういう規定がございまして、この規定によりまして、やはり平価を基礎といたしまして、そして大体一歩範囲内でやらなければいけない、こういう規定があるわけです。この規定がございまして、金の取引価格につきまして制限を受けるために、加盟国といたしましては、金の取引価格につきまして制限を受けておつたわけでありまして、ところが昨年九月でございまして、国際通貨基金が、これは通貨用の目的のためのものを主としてあれすのであつて、産業用に使います金については、違つた価格でやつても協定違反にはならないのだ、という解釈を下したわけでございます。それによりまして、ほかの国でも産業用の金につきましては、平価とは違つた価格でやることを行つておる国があるわけでございます。そこ

で日本は、国際通貨基金の四條の二項に違反するようないふ行為をいたしたならば、国際通貨基金に加入するに支障になるであらうというので、従来は四百一円なり四百五円というものを堅持しておつたわけでございます。ところがそういう解釈が下され、よその国でもそういうことに相なりましたので、まづよその国でもやつており、国際通貨基金から文句をつけられない範囲内においては、例外的な価格を認めるというところが、産金業の実態には適するであらうというので、今度の貴金屬管理法の改正を御提案申し上げておる次第でございます。そこで、それでは産業用の金についてはこれは違つた価格でやつてよろしいのだから、かつてなことをやつてよろしいかということに相なるわけでありまして、しかしこれは世界のよその国におきましてこの状況というものを、よく見なければならぬと思ひます。それから第二点といたしましては、平価を離れてもよろしいと思ひます。五割も違ふとか、倍もするとかいふことは、これは相當ではないと思ひます。そこで私たちがの氣持といたしましては、日本の産金業といふものが非常に経営が苦しいことは事実でありますので、よその国で行われているものよりもちよつと上目くわいの値段、よその国よりも少し高い値段でやるということに、大体の標準を置いてやつたらどうであらうか、かように考へておるわけでありまして、そこところから昨日大臣が話した、五百円という数字が言われたというように相なるわけでありまして。

○官廳委員 これは事務的に、昨日より御答弁はつきりして来たのであります。私は今御説明のあつたように、国際通貨基金協定第四條第二項の平価を基礎とする金の買入れ、平価の上下のマージンを定める、こういう條項において日本の実情に合せてみますると、このみだけを当てるべきではない、もう少しこれに幅を持たせるべきである。先ほど申しました第六項のbの規定にありますが産金に対する売買は、ある程度この協定に反するものではないという例外的な規定もある。それらを思い合せますと、金の価格というものは、できる限り高いところに置いて、そして産金を奨励する。將來あるいは金本位制が復活するといふようなことを期待することは、間違ひであるかもしれません。けれども日本が永久に管理通貨でなければならぬという理論はありません。やはり日本が國際的に、日本の通貨は硬貨であるとして、國際市場に登場することこそ望ましいわけでありまして、さういふ裏づけがもし金で足りるといふことは、協定に違反するとかあるいは國際信義にもとらない限度におきまして、ある程度産金奨励の意味の高価格政策と申しますか、そういうものをとるべきだと思ひます。私は五百円が端と端的に批評するものではありませんが、もつと考慮して、日本の通貨制度をやがて安定、不動のものにするといふような立場から、もう少し進歩的な考へを持てないものであるか。この点は御意見でつけようでありまして、ちよつと聞かしていただきたいと思ひます。

○石田政府委員 私、先ほどの説明で足りなかつたと感じました点をまず補足させていただきます。それから今この御質問に答弁させていただきます。先ほど申しましたように、産業用の金について特例を認めるということに相なりましたが、これはある意味から申しますると暫定的な処置でありまして、あるいは状況によりまして違つた、また元の政策へもどることも予想せられる。これも考へておかなければならぬかと思ひます。それから、なぜそれで例外的といふながらさういふ処置を認めたかという問題でございますが、これをあまりきゆうくつなことをやつておると、金の生産が減るといふことにもなるであらうという点が配慮された。それからもう一つは、やみの金の価格とオフイシャルな価格といふものが非常に違つておる。それは望ましいことではないではないか。それである意味から申しますと、さういふ産業用の特別価格といふものを認めることは、産業用においては金のやみ価格が下る傾向もあるのではないか、かようないろ／＼な配属からなされたものと思ひます。そしてまたた實際のあれを見ますと、産業用の金について例外的価格をとることを認めまして以来、産業用の金の価格は、一番初めから見ますと下つて来ておる。さういふ傾向にありましてこれは明らかでございます。もちろんその反面におきまして、産業用の金についてさういふ特別な価格を設定することは、通貨準備としての金をふやす意味においてもいふ効果があるであらう、さういふふうな見方も加わつておつたわけでございます。この点は、その国の通貨

政策と非常に関連するのであります。たとえばフランスのような国におきまして、インフレーションが起りますと、マーケットにおける金の価格がぐつと上るのであります。最近、金の価格が産業用におきましては、世界的にマーケットにおきまして下つておりますが、これは一面から申しますと、例外的価格を認めたといふことのはかた、フランスならフランスの価値が安定して参りまして、さうして死蔵用の金に対する需要が減つて来た、さういふふうな面もあるわけでありまして。それで日本の現実に即して、産金価格についてはどうかという意見でも言つてみるというお話でございますが、これは私非常にむずかしい問題であらうと思ひます。これから金が非常に大切である、重要であるといふことは明らかで事実であると同時に、その大切な金をつくることこの日本の産金業といふものが、世界的なレベルからいふと経営が非常に困難であり、その産出量も非常に少ない。ある意味から申しますならば、二律背反といふ現象のものにこれを解いて行かなければならない。そこでこの産金業の方に重点を置いて参りました場合には、これは片一方の通貨の面が非常にこなわれるという問題、通貨の方に重点を置けば産金業がうまく行かない、さういふ根本的な問題にどうして行くかという問題であらうかと思ひます。われわれといたしましては、国際通貨基金に加入することのみならず、また日本の通貨を、先ほどお話がありましたように、ハード・カレンシーにして行く、これについて全力を盡さなければならぬ。これが通貨制度の根本であ

ろりと思ひますが、それをやればやるほど産金業というものは苦しくならざるを得ない、こういう実情でございます。そこで産金業の方の問題でございますが、これは金の問題になりますと、産金業の問題と消費の方であるわけでありまして、法案にも書いてございまして、生産者の立場と同時に消費者の立場があるわけでありまして、消費者の立場から申しますと、これは金の値段が安ければ安いほど、ここでまた非常な問題がある。たとえてみますと陶器に非常な金粉を使つております。アメリカあたりに出します精巧な陶器にはみな金を使つておるわけでありまして、これを輸出してドルをかせいで来るのであるから、そういう意味におきまして、少い金でありましたも現在割当をしておるわけでありまして、こういう陶器業者の方から言わせると、われ／＼の方はドルをかせいで来るのだ、従つてもし金の値段を上げるというならば、金をドルで輸入さしてくれ、金を輸入して、そしてそれを外国へ出す、こういうことにしてもらなければ、これは輸出産業として成り立たない。というところはどういふことかと申しますと、金の移動を自由にすると、金の輸出入をある程度まで自由にすると、そういう方向が、まずここで考えられて来るわけでありまして、そういうことに相なりますと、日本の産金業というものはまた苦しくなる。要するに、よその国の価格というものがたゞちに日本に及んで来るということになりまして、日本の産金業はまた苦しい。今其金屬管理法のもとにおきまして、ある意味からいへば中途半端なようなことをやつておるのではないか、

という御意見もあろうかと思ひますが、右に行つて非常に管理を強化して、通貨の見地から強行いたしますと苦しいことになる。逆に今度は金についてはいきわたる自由、輸出入まで含めて自由な政策をやるといふことになりまして、今度はまたこれでも苦しい。そこで両方の間を、通貨の価値にも影響なく、また産金業もある程度までやつて行くというよりなことであるのが、最も实际的であらうというのが、この法律案の今の段階であります。

○宮崎委員 御説明は微に入り細に入つてよくわかつたのであります。そこで現在国際通貨基金の協定の中に、産金用の金を一応別に考へたといふことは暫定措置である、こういうお話があつた。あるいは上下のマージンについても余裕を持たしたといふことも、同様に暫定措置であらうと思ひ。やがて元へ返るといふことを予想しなければならぬといふようなお話でありましたが、そういう事態であればこそ、現在におきましては通貨本位ではなく、あるいは産金用の金本位を考へるということになるかもしませんが、産金を奨励して行くことだと思ひます。これが一般的な協定にもどるといふことが予想されればされるほど、そのもどる時期までには相当の金の保有が必要であるといふことを、私どもは痛感いたしております。御説の通りいかにむずかしく、右せんとすれば左しなければならぬ事情が生れて参りまして、容易ならざることであります。この金の価格政策につきましまして、十分この面を検討していただきまして、われ／＼の通貨がやはりハ

ド・カレンシーとして登場できるということも、ぜひやらなければならぬことだと思ひます。以上、その準備という段階におきましては、過渡的にはあるいは確型的な措置でありまして、国内の通貨本位の考えだけではなく、国内の産金奨励の面を思いいたさなければならぬと、御考究いただきたいことをこの際お願いいたしておきます。

○石田政府委員 この十條で申しますと、政府が金地金を売却する場合といふのは、端的に申しますと産金業者にもどす場合でございます。これは今までの四百一円の値で買ひましたものと、ほとんど違ひないところのものを返す。そうすると、今度それを産業用に売ります場合に、産金業者の方がその差額を收得する、こういうことに相なるわけでありまして、これが十條の一番初めにあります九條の二の第二項の規定による金地金を売却すること、それから今度今申しましたように、それに、売れどもしを受けましたところの金納入者が、その次の項にありますが、加工用の金売りさばき業者、あるいは直接需要者に売ります場合の値段でございますが、この値段といふのは、今宮崎先生からお話がございます。今宮崎先生からお話を加へた値段で売らう、こういうことに相なります。なおその場合におきまして、金納入者か直接需要者に売ります場合と、それから金納入者が需要者に近接しておられますために、加工用の売りさばき業者

に売つて、売りさばき業者から需要者に売るといふ場合もあるものであります。そのあとの場合におきましては、金加工用の金売りさばき業者、ある程度の手数的なものを與えなければならぬといふことでもあります。このマージンといふものは、できるだけ狭いところできめたいと考へておる次第であります。

○宮崎委員 そこで改正後における売りさばき業者、あるいは需要者への価格というより、数字的にはきまつておらぬが、今御説明の段階において、元がきまればきまる、こういうことに考へてよろしいですか。

〔委員長退席、佐久間委員長代理着席〕

○石田政府委員 お説の通りでございます。

○宮崎委員 きょうの資料につきまして、接収解除の金と大蔵省の発表に食い違ひがあるという問題を、他の委員からお話がありました。これは確かにあるべきものだと思つておりましたが、あるいはないかと思つたので、理由を次長に要求しておきましたが、まだ御準備はできないでしょうか。

○石田政府委員 この食い違ひということが新聞に出ておりますが、その食い違ひという新聞記事が出ましたものは、お手元に配付いたしました資料から起つて来ているわけで、この資料の見方について新聞記事は誤解があるだらうと私は思ひます。これはあるいはきょうの御説明申し上げたかとも思ひますが、われ／＼が接収されたものを受

取りましたときにおいて、向うからリストが来たわけでありまして、リストに従ひまして出された資料で一方が書いてある。二の方は、われ／＼の手元にあります資料によりまして、政府と日本銀行の所有しておつた金の額をあげてあるわけでありまして、ところが、この一の方の数字におきましては、金と合金と銀と白金とダイヤモンドというわけ方をいたしてあるわけでありまして、そこでその中の金だけとつて二の方の金と比較してみても、食い違ひがあるではないかといふお話なのであります。この合金といふのはいろいろな種類があるわけでありまして、金を主とするところの合金もございまして、それから銀を主とする合金もあり、白金を主とする合金もありますので、この合金の中には当然金を含んでおるわけでありまして、今お話のありましたのは、この合金の中で金の分量がどれだけあるか、こういうことを申し上げますれば一番はつきりする、こういうことではないかと思ひます。私たちの大體の計算では、これは金として特定されておるものは百二十トンばかりであります。この合金の二十六トンといふ中には、大體金といつたしまして八トンくらいはあるのではないかと思つております。そうしますと、これは百十トンという数字に相なるのであります。この数字と二の百八トンとを比べますと、受取つた金の方がこの調べより多い、こういう計算に相なるわけでありまして、しかしながら政府が持つておりました以外のものにおきまして、接収されたものがどのくらいあるかといふことは、われ／＼の方ではわからないのであります。これは報告をと



三億くらいになる。この四十三億は、どうして拂い込むかという——わかり切つたことではありませんが、そういう質問をいたしましたところ、ただいまのようによい日銀の手持ちの金を買い、その差金によつて拂い込む、そういうことではありません。そういうこと、これは今のお話では、二百億円予算にありますが、三億四十五億の金を買つて、これは通用して行く。この会計は予算に何ら措置を加えないで済むのか。これは理財局に聞くのは無理かもしれませんが、こういうことからは、予算のめどをはずれて補正の必要があるという議論が生れて来るのであります。はつきりそういうことをしないで、もよひのか。差金でもうかつた分と二百億円の分とで、結局二百三十四億拂い込めばそれでよいのだ、予算の上ではそれでさしつかえないのだ、こういう考え方でよいのかどうか。

○石田政府委員 これは何と云うか、予算のいわゆる目的外使用であるかという点については、目的外使用ではないと思つております。それから今四百一円で云々します場合に、これは実情を申し上げますと、ここに「別に法律で定めるところにより、処理する」というようなことが書いてございます。きのうも大臣からお話があつたかと思つたのでありますが、大体三億四十五億というものは、これは私たちが日本銀行に帰属すべきではなくして、国に帰属すべきものだと思つております。これは想定でございますが、普通の常識から言いますれば、再評価いたしました利益金は国に納付するといふことがほ

んとどうかと思つております。ただそういう処置を考へます場合においても、この金というものは接収されておるものであります。そういういたしますと、これは例の数量等の報告に関する法案が出ておりますが、全部接収せられたものと残つておるものとの間において、差があるかないかという問題でございます。その場合に、少くなつておる場合と、多くなつておる場合がある。理論的にはこれは少くなつておる場合が多いのであろう、こういうふうには私は考へるのであります。そういういたしますと、問題が片つきません。限りは、日本銀行は接収せられたものが百八トンであるという帳簿がありまして、そのまゝ日本銀行に返つて来るかどうかという点につきましては、ほかの接収されたものとの権衡も考へなければならぬ。そういう措置を講ずることは今の段階ではできないといふことがございまして、これらの処置につきましてはあとで処理するよりいたし方がないのではないかと、かように考へます。

○宮澤委員 あとで処理することのさしつかえないことも大体わかるのであります。ただ、ただこういうことで、国際通貨基金へ加入するための出資拂込みのために、二百億というものを予算に計上しておる。この二百億を使つて——これは日本銀行だとか、政府機関だとかいうように考へるからいかぬのであります。俗なことで申せば、その金をちよつと使つて、安い金を買つて、高い評価のものに拂い込む。もつと端的に言へば、二百億の予算しかないので二百三十四億の出資権利を獲得いたしました場合のその差額とい

うものは、どういふふうな処理されて行くのか。これはただ単に商売をやつてもうかつた。それで拂い込んだのであるから、実際においては二百億しか一般会計から支出されておらないけれども、われ／＼としては、この国際通貨基金の拂込金の中においては、含み資産的なものを持つておるといつた場合に、政府としては黙つてよいものであるかどうか。これはきわめて俗っぽい話であります。そう言われないとわからぬのであります。その差額ができてよいかどうか。あるいはそういう手續をしないか。あるいは拂い込めば二百億円の予算でまかない得るからよいのだ。あるいはその中にいらなくなつたものがあるれば不用額として決算するの。こういうことは理財局に聞いても無理で、主計局でなければわからないかもしれませんが、とにかく一応これをはつきりしておいていただかないと、私が今言つた接収された金属は日本銀行へ返つてみなければわからぬ。この構想といふものはすべて何か想定した、描かれた一つの理想の形を説明しておるやうであります。国の財政運用というか、予算と決算との間のつながりというものに決してスムーズな形は残らぬと思つておる。そこでこういうふうになれば、これははつきりするのだといふことを知りたいのであります。ここで答えをいいたくことが無理でありましたら、あるいは私の説明が足らなれば、なお懇談にお伺ひしてもよいと思つておる。今後とも他の問題でそういうことがあろうと思つておる。固有

財産の問題についてもいろいろ問題が起ると思つておる。自然にこれだけのもうけがあつたので、繰入として処理する。こういうことになつて当然国際通貨基金に加入すべき予算は二百億、そうして二百三十四億しか出ない。出すとすればその財源はもうかつたもの繰入との見合いによる予算の補正だ、こういうことも概念的に言えるわけですが、その点はどう考へておるのか。なか／＼愚問のようでありまして、予算と決算の関係を一つ一つの国会法の規定における概念としては、この点はぜひ明らかにしなければならぬと思つておる。そういう意味で言葉の言ひまわしは悪いのであります。そこをはつきりしておいていただきたい。二百億が二百三十四億に通用する、こういうことが財政上どうして処理されて行くか、こういうことであります。

○石田政府委員 これは主計局から答弁すべき筋合いのことであらうかと思つておる。二百億の協賛を録しましたところの金額の範囲において、国際通貨基金協定になるべく早く加入したいといふふうに考へておる。こういう規定を設けたのであります。これが常例でないといふことははつきりしておると思つておる。そうならばこそ法律ではつきり規定いたしました。大蔵省と日本銀行との話し合いだけでやろうといふことではなしに、国会の御承認を得てやつて行こう、こういうふうな考へておる。跡始末がどうなるかという問題であります。これは先ほど申し上げましたように一つの想定でございます。いわゆる再評価益なら再

評価益を国がとるといふことをいたします場合に、どういふふうな形をとるかという問題との関連において、その措置がきまります場合にはつきりする、かように考へるわけでございます。

○宮澤委員 時間もありませんのでその点はまた他日もう少し研究してみたい。事は簡単であります。まあ、なことを言ふようですが、参議院あたりへ行つて妙なくつをつつけられてもはなはだ衆議院の面目に損します。私はこの点をはつきりしておきたいのであります。補正予算がどうこうといふ／＼これはこじつけられる問題でもあります。この点はもう少しはつきりしたい。きょうは時間の関係もありまして、この点は避けたい。そこで国際通貨基金協定の第一條の(i)、(ii)を少しお尋ねしてみたい。第一條目的(ii)に「国際貿易の擴大及び均衡のとれた増大を助長し、もつて経済水準の雇用及び実質所得の促進及び維持並びに生産資源の開発に寄與すること。」と書いてあります。これは先ほど私は總務課長の説明のときに聞きかつたのであります。これは先例的にどういふふうになつておるのか。これに沿つて実際の基金の運用はどうなつておるのか。このことを一、二の例につきまして御説明をお願いしたい。

○石田政府委員 これは国際通貨基金が、国際金融というものについて一つの理想目的がある。その場合におきまして、要するに一九二〇年代の終りから三〇年代におきまるといふ非常に世界的なデフレーションによつて困る。通貨は健全かもしれぬが、経済は

うまく行かぬ。そういうふうな考え方でやつてはいけないのだという理想が、この第一條の(四)のところに出ておられます。しかしそれが實際問題としてどういふことになるのかというところなるわけでありまして、この点につきましては、これは同じ目的のところの(四)と(五)とかいふようなところに書いてあります。その問題、すなわち二國間取引とか何とかいふようなきゆうくつなことをされたい。なるだけ多角な決済方法を助長して行きたい。これはおそろしくこの第二号の目的を達成するところの二つのさらに具体的な方法である、こういうふうな言ひが出来るかと思ひます。それからまた為替資金がございせんために、たとへば輸入を制限する。こういうことに相なりますと、輸出国としてはそれだけまた国内経済に影響を及ぼして来る。要するに信用問題等にも関連を起して来る、こういうことがありますので、そういう場合におきまして為替が手に入るようにしてやる、こういうことがありますならば、これは第二号の目的を達成いたします上の具体的な手段であらうと思ひます。その今申しました二つの具体的な問題の中で、前者の方は国際通貨基金はそういう気持ちで各国に勧告をし、そういう雰囲気をつくつて行くこととございまして、これが国際通貨基金というもののフアシタシオン、こゝろ大きなことなるかと思ひます。要するに各国の割当額というものをきめて、そしてその割当額の二五%なら二五%の範囲なら、毎年必要とするところの通貨を、その自己通貨を対価として売

というよりな便宜を供與する。そういうところに最も具体的な目的達成の、先ほどお話がありましたところの目的達成の策がある、かように考へておる次第であります。

○宮澤委員 その次の(四)にありますが「加盟國間の經常取引に関する多角的支拂制度」、この「多角的支拂制度」といふのは、今の御説明の中にも少々ありましたが、もし日本が加入いたしました場合に、現在において起るべき多角的な支拂い方式は、どういふものが實際に起るといふ御予想でありますか。

○石田政府委員 日本は多角的な決済制度がありまして、それが望ましいのであります。現実の問題といたしましては、なか／＼むずかしいことは御承知の通りでございます。ヨーロッパにおきましては支拂い同盟といふのがございまして、そういうことでございまして、御承知の通りであります。これは多角的な決済であるといふことが言へると思ひます。ああいうふうな制度が世界的に行われるといふことは、けつこうなことであらうと思ひますが、遺憾ながらまだそういうところまで行つておらぬ。それから今協定のないような国とは大体ドルで決済をしておりますが、ドルで決済するといふことは、そういう国との通商協定がない場合には、多角的な決済をやつていられるといふことが言へるかと思ひます。それからポンド地域とわれ／＼は支拂い協定をやつておりますが、ポンド地域との関係は、ポンド地域に関するところの多角的な決済制度である。制度自体としてはそういうことも言へるかと思ひますが、これはあまり好ましくあらざるも

のである。しかしそういうふうな現実はずでに進んでおるのであります。国際通貨基金に入つたから、特別な多角決済制度に日本が参加する見込みがあるかといふことになりまして、そういう直接的な結びつきはないと考へておる次第であります。

○宮澤委員 もう時間がかさいますから、あと一点だけ伺ひたいと思ひます。協定の第四條の第五項「平価の変更」であります。これは非常に観念論的なものかもしれませんが、日本は現在の為替レートで満足すべきかどうかといふことであります。もう円と金の平価を上げて行かなければならぬといふことは、これは国民の渾身の希望であります。希望であります。ところが基金に加盟いたしました結果、この五項によりましてなかく嚴重な制限があるわけでありまして、簡単にいへば平価の変更は容易でない、こういうふうなことになると思はれるのであります。そうしますと、日本が幸ひにいたしまして経済自立の段階が済みまして、國際的な信用も回復し、また實際的の価値の上昇といふようなことになつて参りました場合に、平価を切上げたといふことが起つて来ることを私は期待しておりますが、その場合には加盟國の賛成等、所要の手續を経まして可能があるものであるかどうか。当分しばらくの間は三百六十円を押えられていなければならぬといふ制約を受けるのかどうか。その点をひとつ……。

○石田政府委員 これは規定の上、それから国際通貨基金加盟國におけるところの實際の運営と、両方の部面が

あつるかと思ひます。この國際通貨基金協定の思想といふものは、平価をやつたからいへば困る、こういう思想が根本にございまして、しかし同時に基礎的な不均衡といふような抽象的な言葉も使つてございまして、必要がありました場合には、輕微な程度、一〇%でございますが、その範囲内であるならば相談は受けるけれども、反対は大體しないといふのがこの規定の精神になつております。それから今お話がありましたように、たとえば三百六十円を三百円にする、あるいは二百五十円にする、こういうふうな場合でございます。――この基金協定が特に神經質に考へておるのは、四百円にするとか五百円にするとかいふ、そちらの方面について心配しておるわけでありまして、今のお話のような方の点については、これは理論的には同じ問題であります。これは、そういふことではないと思ひますが、それからまたその程度によりましては、先ほど申しましたようなくあつては、一〇%の範囲内であるならば割合に案に話し合ひが進むのではないか、かように考へております。

○宮澤委員 そういうことになれば、これはまことにつきりした御答弁でよろしいのであります。ちやうど目的の第一條の(四)にありますが「加盟國間の經常取引に関する多角的支拂制度」は、これは「不均衡の持續期間を短縮し、且つ、その程度を軽減する」といふような目的がございまして、こゝろいふようなものが通貨の実際に応じた不均衡がもし出て来た場合は、かような機会において直されるということが、基金の中で認められておるとすれば、非常によ

いことだと思ひます。本日は時間もございせんから、これで終了いたします。次会に私の質問は譲ります。

○佐久間委員 代理 深澤義守君。

○深澤委員 私は接收資金風等の法案に関連して、少しくお聞きしたいのであります。先般私が要求いたしました資料が出て参つたのであります。私が要求いたしました資料とは違つてあまりに簡單であります。提案理由の説明にもございまして、政府及び日本の公約機關を初め、旧軍需会社等が保有していた金、白金あるいはダイヤモンド等を占領軍自体の手で接收した。従つて日本政府へ引渡す場合には、何をどこから接收したといふ具体的な資料をつけて来るのが私は當然であるし、また非常に嚴密な仕事をやつております。特におりアメリカ合衆國の人々は、そういうことは非常に得意であるといふこと、信じておるのであります。一体政府にこの引渡しをする場合には、そういう具体的なリストといふものは向うから来たのかどうか。来たけれども、政府は大蔵委員会に提出する資料は、この程度の簡單なものではないか、かように判断で出されたのか。その点ひとつ伺ひたい。

○石田政府委員 これは私の方は要求したのであります。向うもわからないといふことで、現に管理しております。従ひましてわれ／＼といたしましては、どこからどう持つて来たといふことは、的確にわからないといふのが實際でございます。軍需会社等という言葉をなせ入れたかといふことに相なると思ひます。これは軍需会社その他において、相手の方はとられ

たということ、大蔵省へ言つて来ておられる方がおるわけでありませう。それで受取りをもちつておるといふようなお話もあるわけでありませう。従いまして法案といはしまして、そういうものがあるといふことを前提として書いてございませう。しかしながらその話を大蔵省へ持つて参りますものはよくわすかでございます、とられた、とられたといふ話があります。それけれども、正式な報告といふものは向うからもしていただいておりますし、またこちらもとるといふ措置を法律上とつておらなかつたのであります。従いましてこれから報告をしていただいで、初めて實際受取つたものとき合せをする。その結果において食い違ひがあつたらどうするかといふことを、その段階において考えなければならぬ、かように考へております。

○深澤委員 接收されたものに返すといふ前提でありますから、接收した当時の事情といふものが明確にならなければ、これはうまく行かないと私は考へる。従つて接收をした責任者である占領軍当局が、この具体的なりすとを出すべきだが、それが無いといふはずはないと思ふ。そこでそれは現在はず段階でないといふのか、それとも全然わからなくてないのか。そういう点を日本政府の大蔵当局としては占領軍と折衝したのかどうか、その点をひとつ……。

○石田政府委員 私は事務の筋道として、そういう資料は当然あるべきである、なければおかしいといふことで折衝いたしました、要求をいたしましたのでありますけれども、ないといふことではございませうので、どうもいたし方な

かつたのです。それからなおこの接收が行われし時期と申しますか、これは御承知の通りに米軍が進駐して参りました直後の、混乱期において行われたのが大部分でございます。そのときにおきまして、とにかく日本人の持つてくる金銀を集めておけといふふうなことでありまして、その使ひ道とか処分の方とか、そういうふうなことはあまりはつきり考えずに行われたのではないだろうか、かように考へておる次第であります。

○深澤委員 こつちは敗戦国でありませうから混乱をいたしておりましたが、向うはとにかく日本を占領するといふことで計画を立てて来たのでありますから、少しも混乱はないと思ふ。従つて具体的にそういう資料といふものはつくられておつたに違ひないと思ふ。この点今の理財局長の答弁によりませうと、全然ないといふことではございませうと、まことにわれわれにはその接收して管理して来た期間のやり方が、非常に疑惑に満ちたものになるという考へを持つのであります。そこで昭和二十年十月の一日に日本銀行の金庫を封鎖したといふことになつておるのであります、その封鎖される当時に日本銀行の金庫内に貴金属関係のものがどのくらい存在しておつたかといふ、日本政府の資料といふものはおありになるかどうか、お伺ひしたい。

○石田政府委員 日本政府及び日本銀行が持つていたものにつきましては、資料があるわけでございます。その資料を統計してそのトータルがこうなるという数字を出して、そうしまして差上げました次第でございます。

○深澤委員 それは資料の第二が、つ

まり日本銀行並びに政府が持つておつた資料が、そのトータルになるということでありませうか。

○石田政府委員 さようでございませう。

○深澤委員 そこで伺ひたいのは、そうすると結局民間その他から接收したものは、まづたく資料なしに今後整理されるということになるのであります。一体整理の方針は、接收をされた側からの報告を集めてやる以外に結局ないといふようなことに、大蔵当局は考へておられるのですか。

○石田政府委員 遺憾ながら結論的に申しまして、そういうふうな方向しかないと考へまして、この法案の御審議をお願いしている次第であります。

○深澤委員 最近の接收解除にあたりまして、大蔵当局はその現状を調査された、四月二十八日に調査されたといふことが報告されておるのであります。それでは日本政府並びに日銀が持つておつた資料に基く現物と、引渡された現物の間に何か変化が起つていないか。前に保有しておつたままその分だけ引渡されているのか。それとも内容に何かの変更が加えられておつたかどうか。そういう点を確認せられたかどうか。

○石田政府委員 これは場所も違つておりますし、それからいれものもかえております。従いまして原状通りでないといふことが言えます。私たちがこれは受取りましたけれども、しかし受取つたものについて受取りは向うへ出してありますが、その受取りについては一応そちらでこれだけあるといふから、これだけの受取りを出すので、今これから個数を勘定したり、目方をば

かり、純分検定いたしました結果違つて来ることがあり得る。そのときの数字になるであろう。その数量といふのはそちらの言つておるところの数量である、こういうふうな言つてわれわれは受取つておるわけでありませう。

○深澤委員 日本銀行並びに政府が持つておつた資料は、その一々の具体的な内容の形状並びに従来からの数量等が、おそろしく明確になつておつたと思ふのであります。そういう内容がはたして接收された当時と現在で変更があつたかどうか、そういう点を……。

○石田政府委員 完全に原状通りでないといふことは申し上げたのであります。が、なお具体的に申しますと金の製品のようなもの、こういうふうなものは向うが金のかたまりに鑑直してしまつておられます。そこで合金などが出まるといふわけでありませう、元の形でないといふふうな分が相当多いと思ひます。

○深澤委員 そうすると接收された当時と接收を解除された現在とにおいて、その形状並びに重量あるいは地金あるいは合金といふような形において、形状が変化されたという状態は全数量の何パーセント程度になつていないか。そういう点がおわかりになりますか。

○石田政府委員 これはこれからの調査にまつわけでありまして、これは紙の上で申しますと金何トン、銀何トンと申しますと、個数から行きますと非常に大きなものでありまして、一々これを数量を調べてみたりするには相当時間がかかる。従いまして何パーセント原状のまま、何パーセント原状のままでないかといふことは、その結果を

見なければ今は申し上げかねる事情にあります。

○深澤委員 政府並びに日銀の資料によりませうと、白金並びにダイヤモンド等は存在しなかつた。ところが占領軍からの引渡しの現状から見ますと、ダイヤモンド並びに白金等があつたのであります。これはつまり占領軍が民間並びに軍需会社等から接收したものである、こういうふうな理解していいのであります。

○石田政府委員 御説の通りでございます。

○深澤委員 そういたしますとこの整理をする法律が出されましても、結局基準となるべき接收時の接收者の責任あるリストがないといふことになりませうと、これははなはだ困難の状態に私はなると思ふのですが、そういたしますと二十七年九月三十日まで報告をいたさなければ、結局そのあとの分については政府が没収する、政府のものになるといふことになるのですか。

○石田政府委員 これは報告をいつてみないとどういふことになるかわからないのであります。結局報告が出て参りましたときに、その報告が出て来たときの数量と、それから現物がありましたが、その場合に、どうも報告の方が多くて現物の方が少ないといふ公算も相当大きいのではないかと、さうに考へておるわけでありませう。いずれにいたしましても、その場合におけるところの措置といふのは、まだ實際の結果がわかつておらないのでございませうから、その措置につきましてはまた別に法案を出しまして、そうして御審議を得た



上できめるべきである、かように考え  
ておる次第でございます。

○深澤委員 政府のどこかの部内に、  
臨時金属数量報告会というものが存在  
しておつたということが、先般の予算  
委員会においてたしか答弁がなされて  
いるのでありますが、この臨時金属数  
量報告会というものは、これは大蔵省  
の管轄に属するものであるか、これは  
どういふものでありますか。

○石田政府委員 今のお話のは、臨時  
金属数量報告会だろうと思ひます  
が、そういったポツダム政令が出まし  
て、そうしてそれによつて報告を求め  
たのであります。この報告を求めると  
ころの趣旨は、接收せられたものにつ  
いて報告するのではなくして、接收さ  
れていないものを報告しろ、こういうこ  
とになつておるのであります。その  
意図は、まだ接收未済のものがあるば  
また接收しよう、そういう意図を多分  
に含んだものでございます。

○深澤委員 そうしますと、新聞によ  
りますと、接收をされておつた金の製  
品等が、これはインゴットに鑄直され  
たという問題もありませんし、また当時  
の金庫を管理しておつたところのマー  
レー大佐が、ダイヤの一部をアメリカ  
に持ち去つて、それが発覚して有罪に  
なつたというふうな問題が新聞に報ぜ  
られておるのであります。こういう  
問題については、大蔵当局は何らか、  
具体的報告を受けておるのですか、  
その点をひとつ伺ひたい。

○石田政府委員 そういふ具体的な報  
告はわれ／＼は受けておりません。

○深澤委員 そういふ事実があつたと  
いうことは確認されておりますか。

○石田政府委員 確認ということはい

たしてございませぬ。ただそういうふ  
うなことがあつたということを、新聞  
等については知つておりますけれども  
も、これはわれ／＼の方で当時聞きま  
したけれども、明答が得られなかつた  
ということでありませぬ。

○深澤委員 大蔵当局が接收の具体的  
な資料というものが無いということ  
は、一体何に原因するかとということ  
を考えているかという問題でありませ  
ぬが、われ／＼は、具体的に報告をする  
と、その接收管理の過程において、非  
常にいろ／＼なトラブルがあつたとい  
うことを明確にすることが、非常に  
困るといふようなことで、この接收の  
具体的な資料を出さないんじやないか  
というぐあいを疑うわけでありませぬ  
が、大蔵当局は、この体具的な資料の  
出ない根本原因は一体どこにあるか、  
こういう問題についてどういふ見解を  
持つておりますか。

○石田政府委員 この根本原因は接收  
という事実にあつたと思ひます。進駐  
軍が貴金属を接收したということ  
につきましても、何らの法制的措置を  
日本政府に命ずるでもなく、自分みず  
から実行行為としてやつたわけであ  
ります。そこに、要するに日本政府がマ  
ツチせず、進駐軍独自の実行行為と  
してやつた、法的措置も何もなしにやつ  
たということに根本原因があります。  
私たちが決して持つておる資料を隠し  
ておるとか何とかいふことは毛頭ご  
ざいませぬ。

○深澤委員 われ／＼は大蔵当局が持  
つておるものを出さないといふぐあい  
には、解釈してないのであります。す  
が、問題は、進駐軍が直接やろうとあ  
るいは法律に基いてやろうとも、結局

国際間の関係といたしまして、国の重  
要な財産である貴金属等を接收した場  
合においては、当然具体的なリストを  
添えて、接收を解除して引渡すべきで  
あるというのが、国際信義の当然な行  
為であると考えられるわけでありま  
す。それができないという原因が、單  
に進駐軍が直接にやつたんだからとい  
う理由では私は了解できない。従つて  
この具体的な資料を出せないという根  
本原因を十分究明して行く必要がある  
です。また日本政府としては国民に対す  
る責任から申しましても、その当時の  
具体的な資料を占領軍に提出させまし  
て、そうして接收解除後の処理をス  
ムーズにする責任があると思ひので  
す。今後とも、これは単に大蔵事務当  
局の問題ではなしに、日本政府として  
占領軍当局に対して、この具体的なリ  
ストの提出を求めなければならない  
ではないかと考えますが、大蔵事務当局と  
してはどういふぐあいにこれを考えら  
れるか。

○石田政府委員 私たちの方としまし  
ては、その実際的なものがほしいとい  
うことは向うに申し入れたのですが、  
向うは出せないといふことで、あれし  
たわけですね。なお報告をいつておりま  
した結果、おそらくその受取りその他  
が出て参ると思ひます。しかしそれを  
確認するかしないかというふうな場合  
については、これはやはり米國側と相  
当照会し合ふという問題が多々起つて  
来るだらう、かように考えておりま  
す。

○深澤委員 あまり時間がないよう  
でありますから、具体的な問題はあとま  
わしにいたしますが、大蔵当局に接收  
をされたという報告がある程度来てい

るそうでありませぬが、この法案の審議  
過程において、やはりそういう報告が  
どの程度あるかということ委員会が  
承知することも、また必要であると考  
えるのであります。そういうものに  
関する資料を出すことができるかどう  
か。その点をひとつ伺ひしておきた  
い。

○石田政府委員 報告と申ししまし  
ても、私の方は進駐軍にとられてしま  
したので、何とかならぬものであろ  
うかというふうな意味の場合が多い  
であります。それからまた今までの  
法制下におきましては、これはそうい  
う報告を受けましたも何ともいたし  
方がない、こういう実情でありませぬ。  
特別、資料的なものになるようなもの  
を集めておるといふことはいたしてご  
ざいませぬ。

○深澤委員 本会議の時間も近づいて  
いるようでありませぬから、本日はこの  
問題については大体その程度で私は打  
切りまして、後日もつと具体的に伺  
ひたいと思ひます。

午後零時四十九分散会

○佐久間委員代理 次会は明二十三  
日午後一時より開会することといたし  
まして、本日はこれにて散会いたしま  
す。

昭和二十七年五月三十日印刷

昭和二十七年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁